

尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 30 年度第 1 号
通 算 第 3 3 号
平成 30 年 11 月 19 日
尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 31 年度向け合理化について

日時・場所

平成 30 年 9 月 27 日（木）午後 7 時 30 分～午後 9 時（すこやかプラザ多目的ホール B）

交渉に先立っての発言（人事管理部長）

これまで組合におかれては、業務執行体制の見直しを含め、本市の市政運営にまつわる様々な課題等について理解と協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

今年度、人事院からは昨年度に引き続き給料表、一時金ともに引上げの勧告がなされるなど、景気は緩やかな回復基調にあるが、その一方で、本市の財政状況に目を向けると、引き続き社会保障関係費や公債費が高い水準で推移することなどに伴い、収支不足が見込まれるなど、依然として厳しく、更なる取組を進めていく必要がある。

こうした状況を打開していくためには、職員一人ひとりの力が重要であり、そのためにも我々労使が緊密に協議を行う必要を感じている。昨年度から引き続く課題もあるが、それらについても、今後も話し合いを基調として着実に解決を図っていきたい。

今回の交渉の主な目的

従前より、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 31 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

組合への提案

（提案メモ）平成 31 年度向け合理化について

[別紙](#)

具体的な交渉内容

1 平成 31 年度向け合理化について

課題の要旨

当局から、平成 31 年度向け合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。
提案項目は、次のとおり

- 1 クリーンセンター廃棄物受入業務の一部の見直しについて（経済環境局）
- 2 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直しについて（都市整備局）
- 3 公園維持管理業務の一部の見直しについて（都市整備局）

現業評議会の主張	当局の回答
それぞれの項目に係る効果額は、どの程度か。	クリーンセンター廃棄物受入業務の一部の見直しについてはおおむね 15 万円、道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し、公園維持管理業務の一部の見直しについては、ともにおおむね 60 万円を見込んでいる。
どのようにこの効果額を算出したのか。	それぞれの項目について、お示した人員分の人件費と、見直し後に見込まれる委託料を比較して算出している。
アウトソーシングにおける市民サービスの低下について、どのように考えているのか。	市民サービスに支障を来さないようにすることが、アウトソーシング実施の前提になると認識している。また、アウトソーシングについては、引き続き検証を行っていくことが必要であると考えている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合理化提案項目 1 について</div> <p>ショベルローダの運転は、現在、常勤職員が担っていると認識しているが。</p>	ショベルローダの運転については、複数の職員が行っている状況であるが、主に担っているのは常勤職員と聞いている。なお、今回資源リサイクルセンターで減となるのは、主にごみの持込車両の誘導業務を担っている短時間勤務職員であると聞いている。
ショベルローダの運転業務を委託することで、どのように効率的になるのか。	既に委託している選別作業と一体的に作業を行うことができるようになるなどの面において、効率的になると考えている。
<p>アウトソーシング後のショベルローダ業務は、何人体制で運営する予定としているのか。</p> <p>また、煙突ヤード管理について、委託先の業者は決まっているのか。</p>	委託の仕様等については、これから検討していく話なので、現段階では何とも言えない。
持込みごみに係る指導業務まで委託する予定なのか。	委託を予定しているのは検査業務であり、指導業務については引き続き直営で行う予定と聞いている。

<p>ショベルローダの運転は誰でもできるものではなく、熟練者が技術を発揮しているもので、だからこそ頻繁に起きている災害に伴う災害ごみの対応も行うことができている。委託により得られるたった 15 万円の効果額よりも、失うものの方が大きいのではないか。</p>	<p>現在、技能労務職員が担っている業務において、それぞれ技術が生かされていることは認識しており、委託後においても業務に支障が生じないようにすることが前提と考えている。</p> <p>また、これまでから本市ではアウトソーシングに取り組んできているが、現在掲げている方針は、以前とは趣旨が異なり、今後の超少子高齢化社会に対応するために、行政執行体制の再構築を図るものであり、財政的效果だけを見定めたものではない。</p>
<p>合理化提案項目 2 について</p> <p>休日夜間等の対応分については、別に費用が発生するのではないか。</p>	<p>先ほど説明した効果額は、それも含めて算出したものである。</p>
<p>どのような内容をアウトソーシングするのか。</p>	<p>緊急性の高いもの、それ以外のものも含め、地域を指定した委託を検討していると聞いている。</p>
<p>災害時等に本市職員が民間業者に委託する地域への応援に回ることも出てくるのでは。</p>	<p>基本的には、災害時の対応も含めた委託を考えている。</p>
<p>合理化提案項目 3 について</p> <p>何人の職員が残る予定なのか。</p>	<p>4 人 1 組の 2 班のうち、今回委託するのは 1 班分であり、残りの 1 班分が引き続き直営として残る予定である。</p>

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

2 その他

現業評議会の主張	当局の回答
<p>アウトソーシング導入に伴う新転職制度について</p> <p>公営企業局における合理化提案については把握しているのか。</p>	<p>下水道部施設課及び浄化センターのポンプ場の運転操作及び維持業務の一部の見直しで、20 人を予定していると聞いている。</p>
<p>市長事務部局と公営企業局で合わせて 27 の事務・技術補助期間のポストを作るといったことなのか。</p>	<p>アウトソーシングにより計算上は合計 27 人となるが、事務・技術補助期間のポスト数については、実際の過員を見ながら精査することとなるため、具体的には決まっていない。</p>

仮に公営企業局での事務・技術補助期間への応募者数が 20 人未満となる場合、事務・技術補助期間への募集はどうするのか。	アウトソーシング対象でない職場からも募集を行うこととなる。
その場合、応募しなかった者はどうなるのか。	アウトソーシングによって、現在のポストがなくなるので、市長事務部局を含めた技能労務職ポストの中での異動となると考えられる。
加配で行うのか。それとも欠員が出ているところへ補充するのか。	基本的には、加配は考えていない。
合理化による異動となるため、職員の希望を尊重するべきである。	ポストが限られている人事異動の中で対応することになるため、全ての希望を尊重することは難しい。
分限免職は行わないということ間違いなのか。	現在進めているアウトソーシングを理由とした分限免職を行う考えはない。
転職試験に合格した場合、公営企業局から市長事務部局に戻るのか。	配置先については人事異動の中で検討していく。
公営企業局へ出向している技能労務職員は、何人か。	50 人程度である。
業務執行体制見直し検討会議において、コンサルタント会社が出してきた結果のみで、アウトソーシングの可否を検討しているのではないか。	コンサルタント会社からの報告も踏まえつつ、原局の意見等に係る確認・調整も行いながら、検討しているものである。
モニタリングを行う必要があると考えている業務は何か。	個別の内容を踏まえた判断となるため、現段階で何とも言えない。

以上
(給与課)

平成 31 年度向け合理化について（メモ）

H30. 9 .27

1 クリーンセンター廃棄物受入業務の一部の見直し（経済環境局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、ショベルローダ運転管理及び持込みごみの受入体制を見直し、クリーンセンターにおける廃棄物受入業務の効率化を図る。

(2) 実施内容

ショベルローダ運転管理及び煙突ヤード管理について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 1 人

短時間勤務職員 2 人

2 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、道路橋りょう維持管理業務の一部について効率化を図る。

(2) 実施内容

現在直営で実施している市内道路の舗装及び道路付属設備施設の補修や緊急対応等の一部について業務委託を行う。

なお、休日夜間などの時間外の対応については、道路関連のほか、公園、街路樹等も含め、待機や緊急措置の業務委託を行い効率的に対処を行う予定。

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 3 人

短時間勤務職員 1 人

3 公園維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、公園維持管理業務の一部について効率化を図る。

(2) 実施内容

現在直営で実施している市内公園の清掃、除草、樹木剪定、遊具の補修、街路樹の維持管理等の業務の一部について業務委託を行う。

なお、休日夜間などの時間外の対応については、道路維持管理業務と合わせて待機等の業務委託を行い一元化することで、効率的に対処を行う予定。

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 3 人

短時間勤務職員 1 人

以 上
(給与課)